

建造物によるテレビジョン放送への受信障害に伴う
紛争解決の一事例の紹介とその問題点

清水 幸雄

一 はじめに

都市の建造物に起因するTV放送の難視聴世帯数は、現在全国で四〇万世帯にもものぼると伝えられ、将来は、更に進行するであろう都市の高層化に伴ない、空中波による送信方法に根本的な改革が加えられない限り、その被害地域は点から面へと波及し増大していくことが予想される。この難視聴対策としては、現在のところいわゆる同軸ケーブルを使用する有線放送方式が一般化しており、これによって技術的には一応の難視聴は解消されている。しかし、問題は、技術的に当座の難視聴が改善されれば足りるものではない。すなわち、周知のように、有線方式によるTV映像の再放送にはTV各局の著作権との関係があり、それ以前に、難視聴対策としての再放送施設を誰が設置し、維持管理するかの問題がある。

現在は、日照権その他の公害対策と同様に、基本的には原因者責任の建前が叫ばれるから、原因者・受信者・放送事業者などによる一部又は全部負担、あるいはこれらの混合負担など、実にさまざまな方法が採られており統一的な原則は存在しているとはいえない。このことは、TV受信機の爆発的な普及にもかかわらず、その受信確保の方法が、自然的な難視聴地域を別にすれば、専ら個人に委ねられ何らの公的な対策が伴わなかったこと、及び、TV難視聴が、日照権等の公害問題にみられるような人間の

生命にかかわるものでないために、一度被害が生じても——たとえそれが大企業対庶民という明瞭な、社会的強弱の関係のあるものであるとしても——専ら、当事者間の話し合いによる私法レベルでの解決に委ねられてきたことによるものであると思われる。

そのような私法レベルでの解決方法の例として、次のような多くの問題を含むものを見ることができると。すなわち、

有線放送施設の管理方法として、難視聴地域住民に組合を結成することを原因者が要求し、当面の難視聴対策施設を企業側が設置し、その施設を住民側の組合に譲渡して以後の維持・管理を住民（被害者）側に負担させるという方式である。

企業（加害者）側の論理としては、おおむね次のようなものがある。

一、被害地域の広域化に伴ない、公道・電柱等を利用することが多くなるため、その利用の申請、管理者が必要であり、それには、現実の施設の利用者の団体（組合）が当ることが便宜である。

二、建造物による電波障害がなくとも、地域住民はそれぞれの家庭で、受信に必要なアンテナ類を維持・管理するための費用が必要であるはずであるから、その費用は各住民が負担（組合費の形で）するべきである。

右の様な形で問題の解決を計る場合、企業（原因者）側は、ひとたび施設を作ればそれで足り、後の維持、補修の費用は負担しないことになるの

で、紛争の一回的解決の要求にも合致し、コスト的にも予想しない将来の出損を回避することができるので企業利益と合致するため、積極的にこの方式を推める例がみられる。わたくしの見聞した例では、組合が結成できなければ難視聴対策ができない（勿論、何らの根拠はない）という姿勢を示すことさえある。

しかしながら、被害者住民の側からすれば、自然的原因に基づく難視聴の場合とは異なり現状回復を目的とする施設の設定・維持管理について通常は人的交流も限られる不特定多数の住民を対象とする、いわば相互扶助的な組合を結成しなければならぬ負担は決して少ないものではない。ことに経常的な、公道等の利用にかかる行政手続を始め、天災、交通事故等々による施設の破損について加害者との交渉・補修のための手続、あるいは各家庭（組合構成員）からの組合費の徴収及びその管理等の組合維持にかかる精神的・時間的な負担は現在それにかかるトラブルが生じているのか否かにかかわらず無限の負担を生ぜしめる可能性を内包するといわざるを得ない。更に、技術的には同軸ケーブル方式による場合、再放送できる出力が特定するため、各家庭においてはTV受信施設の増大の範囲が限定され、組合組織にとっては、施設設置後の転入者に対する関係や転出者との組合財産の問題など、まことに問題は複雑を極めている。

郵政省CIS調査会も、その報告書の中で（八頁）、被害住民に負担をかけない立場から、「大都市におけるTV放送の難視聴対策は、ビル所有者等難視聴の原因者群から徴した目的税ないし負担金を主たる財源としあわせて、NHKおよび一般放送事業者に従たる財源を求めることによつて行なうのが適当である」としており、この問題はあくまでも原因者責任の追求が計られるべきであらう。

TV難視聴の問題は、先に述べたように日照権や他の公害問題と番なり生命にかかわるものでないため、直接の被害者以外は関心が薄く、又、被害者地域住民間でも、特に都市部では相互の連帯が希薄であることなどから、前記の様な企業側の要求に対し、やむなく組合の結成・加入を余儀なくされる例も多いともきく。こうした一方的な負担が私法的な契約の名において放置される可能性は、無視することはできない。建造物の所有者（

原因者）の利益と、被害住民の利害の公約数を見定めることがこの問題の解決に結びつこうが、こうした有線施設の利用者は、決して本来の意味での受益者ではあり得ない。原状の回復こそが被害者の唯一の目的であり、この原状回復に、全体的な都市政策からどの程度の負担を強いることが許容されるべきかの国民的合意の究明と、それに伴う公法的な法規制の必要が急務であらう。

本稿は、こうした立場から、わたくしの見聞した事例の紹介と、そこにおける問題点を指摘することを目的とする。

※中高層建造物によるTV放送への受信障害に関する法制上の研究としては、河野弘矩教授による精力的な研究がみられる。河野、駒沢大学法学論集一一号、一四号、同大法学部紀要三三三三三、ジュリスト総合特集五、「現代のマスコミ」を始め、昭和五十一年度日本私法学会での教授の報告等参照。

二 紛争解決過程の検討

ここに紹介する事例においては、すでに日照権に関する紛争が先行し、それが一応の結着（協定）がついた後、工事着工後に——現実の電波障害が生じた後（五一年六月三日）に原因者から第一回目の「説明会」の呼びかけがある。次いで六月七日付で次のような書面が配布された。

御近隣各位殿

目黒〇〇〇マンション建設に伴う電波障害対策説明会のお知らせ

当ビルに起因して発生しておりますテレビの電波障害につきましては皆様方には大へん御迷惑をおかけしております。

鉄骨工事も終了し、かれこれ一ヶ月余り経過しておりますが、手続及び工事計画等の関係で遅延しておりますことには誠に申し訳なく思っている次第です。

先般六月三日に第一回目の説明会を開催し、経過報告、対策工事の方法、維持管理等につきまして御説明させて頂きました。

何をさておきまして先ず早急に是正工事を行い、皆様方への御迷惑

を解消したいと考えておりますが、現在最終的に考えている対策方法では公道の電話柱を借用する他、関係官庁への届出にどうしても被害地域の皆様による組合を結成して頂き、代表者を選任して頂きますと手続することができません。

又、併せて工事完了後の共聴施設も皆様のものとなりますので、これの維持管理をお願いするためにも、ぜひ必要な組合となっております（組合の運用そのものはむずかしいものではありません）

又、この手続が完了しましても、許可されるまで約三ヶ月間必要と関係官庁から指示されていることを加味しますと、この間、仮設的工事を施工することにより臨時の対策を考慮しなくてはならないと検討いたしておりますが、いずれにしましても書類の手続が必要です。

一日も早く解決するためにも再度皆様方とお話をさせて頂き前述いたしましたことがらにつきまして御了解頂きたいと存じます。

誠に申し訳ないところ恐縮ですが、第二回目の説明会を下記の通り予定しておりますので御出席下さる様お願い申し上げます。

記

日時 昭和五十一年六月一日（木）午後七、〇〇—
場所 ○○神社 集会場

尚、前回御出席頂いた皆様方にもぜひ御出席をお願い申し上げます。

以上

○ 菱商事株式会社
○ 水建設株式会社

昭和五十一年六月七日

※書式の都合上ヨコ書のをタテ書に改めた。（傍点筆者）

この組合方式による紛争解決は、すでに普及しているものであるが、東京都営住宅建設に伴うテレビ受信障害についても、東京都住宅局は、この方法による改善方法を採用している。ちなみに、東京都住宅局の発行する「都営住宅建設に伴うテレビ受信障害の改善について——関係住民の皆様へ——」によれば、次のような例をみる事ができる。

4. 改善作業は、建設工事の進み具合に従って、おおむね次のように行なわれます。

改善作業の進み

建物配置決定 → 着工 → 鉄骨上り → 完成

→ 受信障害を生ずるおそれのある範囲についてあらかじめ、その予知調査をNHKに依頼します。

（建設が長期にわたる場合は、この時点でNHKに障害の範囲の確認調査を依頼します。）

→ 完成後NHKに障害の範囲の確認調査を依頼します。

→ 確認調査に基づいて、戸別調査を専門業者に依頼します。

→ この調査結果を検討のうえ、障害の範囲や程度に応じて、各戸の受信アンテナを移設・改良あるいは新たに共同アンテナを設置する等適宜必要な措置を講ずるため専門業者にその設計を委託することとなります。

その前に、改善の方法および共同アンテナを設置する場合は、その維持管理等について、関係する皆様と話し合いを行ないます。この場合、皆様のご意見の調整や事務処理のため、代表の方の選任をお願いします。

→ 話し合いの結果に基づいて、相互の了解事項を「協定書」にして交換します。

→ 受信設備の工事に着手し、しゅん功したときは、代表者の方々立合いのうえ引渡しをいたします。

6. 皆様で考慮していただきたいこと（共聴対策の場合）

(1) 代表の方を選定してください。

皆様一人一人が都と改善対策について折衝することは必ずかし
いと思われそうですので共聴組合を結成し代表の方をきめ都との折衝
とか、皆様の間の連絡調整にあたっていたいただきたいと思ひます。

代表の方の選任にあたっては、町内会長さん等、町内会の役員
の方に当たっていただくことも一つの方法ですが、設備の維持・
運営・管理は長期にわたりますので町内に永住される方の中から
適任の方を選ばれるということも考えられます。

(2) 経費について

最初の施設設備の経費については、都が全額負担いたします。

ただし、室内への引込線の経費は含みません。

設備が完成し、お引渡し後の維持・運営・管理等は、「共聴組
合」側におまかせすることになりますが、設備の維持費は共聴加
入者が各戸に負担していただかなければなりません。維持費は、
必要のつど集めるようなことをしないで、毎月一定額を積み立て
るようにしているのが、一般のようです。

(3) 個人家屋、敷地にケーブル、電柱等を設置することとなります
が、ご了解ください。

施設設備の工事の施工にあたって、ケーブルの配線や電柱等の
設置は、共聴加入者の家屋・敷地を利用していただきますので
ご理解いただきたいと思ひます。

（工事にあたっては、家屋のじやまにならず、建物の美観をそこ
なわないように注意いたします。）

(4) 設備の維持・管理・運営の責任について

施設設備は完成をまって、都からお引渡ししますが、以後「共
聴組合」でいつさいの責任をもっていたいただかなければなりません
具体的には、

維持費の徴収

道路を占用した場合は、占有料の納入

東京電力・電々公社の電柱を共用した場合は、使用料の納入

その他いつさいの世話

などです。

(5) 協定書のとしかわしについて

以上のような事柄をご了解いただいたうえ、相互の了解事項を
「協定書」として、後日のために都と「共聴組合」との間でとり
かわします。

（傍線・筆者）

この方式によれば、建造物建築に伴ない、従来障害なく受信することの
できた放送映像の現状回復のために——工事中途における侵害については
一切の救済方法がないまま——組合を結成し、管理責任を負い、その後、
組合の責任を負担せざるを得ないことになる。河野教授によれば、
「今日では、施設の設置については当然原因者が負担し、その上でその設置
された共聴施設の維持・管理さらには施設の耐久年数到来後における施設の
掛替費用についても原因者負担とするか否かが争われ、その結果いわゆ
る完全・永久的な救済を原因者が約した例が、多数を示しはじめてきてい
る」（シニリスト総合特集5 現在のマスコミ、河野「受信障害・難視聴解
消問題の法理」二七六頁参照）ことが指摘されているが、なお、公企業や
大企業の示す解決方法が、このようなものであることは驚くべきことであ
る。あるいは、企業体としては、紛争の早期（一回性）の解決のために、
まず、こうした案を示し、相手によっては完全救済まで譲歩する構えであ
る可能性もあるが、そうであるとすれば、多くの消費者問題と同様、一方
に技術的な知識が欠ける以上、私法的解決にはなじまないものといわな
ければならぬ。

やうに着目されるべきは、日照問題とくわん、同じく建造物建築に伴な
う被害であるにもかかわらず、紛争の事後解決性である。先の東京都住宅
局のパンフレットによれば、

5. 建設工事の途中で改善することがむずかしい理由。

建物の工事が進むにつれて、ビル陰地区では次第にテレビのうつりが悪くなる場合があります。この時点で、なぜ改善対策を講じないのか、というご不満があるうかと思いますが、次のような理由でむずかしい問題があり、一般的には、改善工事は建物の完成後に実施するのが実情です。

- (1) 下の図のように、工事中と完成後では受信状態が変わりますので、障害の範囲を確定したり、その程度に応じた改善方法を見つけるのが困難です。

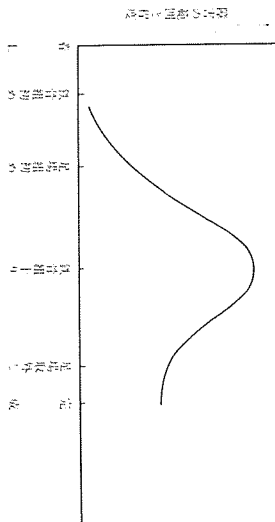


図3 工事の進みと障害の生じ方

図3 工事の進みと障害の生じ方

- (2) 応急的に仮設の共同アンテナをたてて、皆様の家へ有線分配することも考えられますが、周辺がほとんど、被害を受けているわけですから、良好な電波を受信できる地点を附近に求めることが実際にはむずかしいわけです。

以上のような理由で、しばらくの間はテレビのうつりぐあいが変わったときは、皆様で各自それぞれアンテナの方向を変えて見るとか、高さ・位置を変化するかしていただきたいと思います。

(傍線、筆者)

となっているが、建造物建設に伴うTV受信障害の予測調査を担当する日本放送協会は、ビル建設当初から障害状況を予測し指摘している。

ここでとりあげた事例においても、すでに昭和四十八年七月二十三日に日本放送協会東京営業局営業技術部は、建設施工主(社長個人名)に対し営業技術部長名で調査結果を報告しており、それによれば、

対策要領

テレビ障害は工事の進ちょく状況により段階的に発生し次第に悪化するので住民感情を考え、初めからアンテナを適当な地点に仮設してテレビ共同受信の工事をし、建造物完成後はそのアンテナを屋上など恒久地点に移設する方法が良策と思われます。

また、分配する設備も余裕をとって施工し、受信に支障をきたした場合は、早急に配線できるように配慮する必要があります。

— 以下略 —

以上のことが指摘されているにもかかわらず、実際に被害者に対する話し合いがあったのは、前述のとおり鉄骨(七階建)がほぼ組み上った五十二年六月のことである。

もちろん、法理論的には、都市構造の複雑化に伴ない加害建造物が特定できないような場合を例外として、原因物を特定することさえできれば、物権法上の妨害の排除や予防、不法行為法上の損害賠償請求などで可能であり、場合によっては工事の差止請求も不可能ではない。しかし、すでに指摘されるように、本件紛争は、最終的には従来の受信状態への原状回復のみが争点であって、金銭賠償には親しまない(河野、前掲駒大法学論集一一号一六四頁)。しかも、クラス・アクション制度の完備しない我が国法制や、訴訟を嫌うわが国の国民性をも考慮に入れば、こうした事例では、被害者は、実質的には協定書という和解をなかば強制される結果となる。すなわち本問題は、因果関係の立証の側面から私法的救済の法理に限界を有するのみならず、一次的な被害(受信障害)に加えて、二次的な被害(組合の結成、参加への強制)すら予測しなければならぬといえよう。

7. ご参考までに（組合規約などの例）

(1) テレビ共同受信施設組合規約などの例

テレビ共同受信施設組合規約

第1条 本組合は○○○○テレビ共同受信施設組合という。

第2条 本組合は本組合の趣旨に賛同し、加入金を納付した者をもって組織する。

第3条 本組合は 都 区 町 丁目 番地○○○○宅に事務所を置く。

第4条 本組合は、東京地区のテレビ放送（全局）を受信する共同受信施設を設けて、テレビ放送の聴視を良好にすることを目的とする。

第5条 本組合に加入しようとする者は、加入届を組合長に提出するものとする。

第6条 加入金は、テレビ1台につき 円とする。ただし、同一家屋内において1台をこえる場合は、こえた分1台につき 円とする。なお、組合に納入した加入金は返還しないものとする。

第7条 組合員は毎月組合費を納めなければならない（月額 円也）

第8条 本組合に次の役員を置き、その任期を1年とする。ただし再任を防げない。

組 合 長 1 名

理 事 若干名（内会計理事1名）

監 事 2名

第9条 組合長、理事、監事は総会において、組合員の互選で決める。

第10条 会議は、総会とする。毎年4月通常総会を開催し、臨時総会は必要に応じ組合長が招集する。

第11条 総会は、組合員の半数以上の出席により成立し、議事は、出席組合員の過半数によりこれを決する。

第12条 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 事業報告に関する件

(2) 会計報告に関する件

(3) 組合規約の変更に関する件

(4) 役員の選出に関する件

(5) 組合の解散に関する件

(6) その他組合長が必要と認めた件

第13条 本組合の、会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 本組合の経費は組合員の加入金、組合費および、その他寄付金などをもってこれにあてる。

第15条 本組合の経費に余剰金を生じた時は、総会の決議を経て、これを減価償却費に繰り入れ、または組合員に還付する。不足金を生じた時は、総会の決議を経て、組合員から賦課金を徴収する。

第16条 組合員は、自己の引込線を、非組合員の用に供してはならない。

付 則 この契約は、昭和 年 月 日から適用する。

そして、組合方式による解決策を容認せざるを得ない場合、組合構成員は原因者と何らかの回復方法を協議することになる。ここでは、主として障害解消施設（共聴施設）の設置、管理の費用が問題となる。河野教授の指摘によれば、原因者費用負担主義的な考え方が大きな機軸となり完全永久的救済としての性格を強めていることが理解される（前掲ジョーリスト二七九頁参照）。しかし、ここでの協定は次のようなものであった。

すなわち、紛争解決の一回性を強く主張する施工主（加害者）側の主張を拒みきれず、施設の維持・管理に関しては、被害者側の責任と負担においておこなわれるものとし、その費用として一回性の金銭の支払を受けることになった。見聞する限りでは、その金額については特段の合理性を見出すことはできないし、原因者の完全負担と比較すれば、将来のインフ

等について不安が残るものであるが、従来の受信状態への回復と金銭賠償的な性格を併せもつ解決方法として注目に値しよう。

協 定 書

○菱商事（株）を甲とし、西五反田○丁目テレビ共聴組合代表者（北○一市）を乙として、甲乙間において次の条項によりビル建設に伴なうテレビ受信障害改善に関する協定を締結する。

（改善対策）

第1条 甲は品川区西五反田○丁目○番○号に建設した

日黒○○○マンションビルが原因となつて現在テレビ受信を受けている乙の構成員のために必要な受信障害改善対策を講ずるものとする。

（改善の方法）

第2条 前条に掲げる改善対策として、甲は別紙に示す共同受信施設方式により必要な工事を行なうものとする。

2 乙は前項の工事について円滑な作業が執行できるよう甲に協力するものとする。

（経 費）

第3条 前条第1項に基づく工事に要する経費は甲の負担とする。

（維持管理）

第4条 この工事によって設置されたすべての装置の維持および管理は電々公社電話柱借用料、東京電力への電気料の支払いも含め、第5条の本装置引渡日以後乙が自らの責任と経費負担において行うものとする。

2 前項の装置の維持管理の為、甲は乙に対し金三百万円を支払うものとし、乙は以後名目の如何を問わず金銭その他一切の負担を甲に請求しないものとする。

3 乙がこの装置の維持および管理のため甲のビルに立ち入る必要が生じた場合は、甲の許可を得て立ち入ることができるとし、甲はこれに協力するものとする。

（工事完了後の措置）

第5条 現在完了している共同受信施設は当ビル完成時において別紙施設引渡書の交換により甲から乙に譲渡するものとする。

（地位の承継）

第6条 本協定書に於ける甲の地位は後に設立される日黒○○○マンション管理組合が承継するものとする。

（協 議）

第7条 この協定に関する疑義、またはこの協定に定めのない事号については甲乙協議のうえ解決するものとする。

本協定の締結の証として本書式通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印のうえ、その差通を保有するものとする。

昭和51年9月30日

甲 ○菱商事株式会社

開発建設第一部長 ○ ○ ○

乙 西五反田○丁目テレビ共聴組合

代表者 北 ○ 一 市

こうした協定の成立は、受信障害に関する法律上の不備に起因する市民の側からの模索でもある。しかしながら、こうした市民意識に行政は、本当に正しく答えているといえるであろうか。確かに、各自治体には環境保全条例の制定や宅地開発・建築指導要綱などを設け行政指導を行つてはきつてゐるが、当局が自らする住宅建設には、自らそのモデル協定書で、

（経 費）

第3条 前条第一項の規定に基づ（装置の設置）工事は、甲（東京都）の負担とする。

第4条 この工事によって設置されたすべての装置は、工事終了後は乙（共聴アンテナ維持組合）に帰属するものとし、その維持管理は、乙が自らの経費負担において行なうものとする。

（傍点及び（ ）内筆写）

（前掲、東京都住宅局発行のパンフレット参照）

と示しているように、おそらくはこうした受信障害紛争の解決に大きな影響を与えるであろう指導基準（おそらくは行政指導とはうらはらなものとして）作りをしていると批判することもできよう。

もとより、法律上の根拠なく、国民の権利義務に直接かわりのある規制を設けることは問題がないわけではなく、受信障害紛争に關してあらゆる場合に原因者責任のみを追求することを強制するには疑問がある。しかし、来述したとおり、建造物の施工主（加害者）側と地域住民（被害者）側とを、一般の契約法のルールにのせることを間接的には強制している現在の社会慣行には、更に検討されるべき点が多いといわざるを得ない。

※こうした意味においては、現在の社会慣行の法的構成を論じることが、事後的な正当化のための法律的技術論にとどまることになるであろうし、この問題の本来的な解決策とはなり得ないものであるといわざるを得ない。

三 共聴施設管理組合の問題点

民法は、契約法の一として組合を位置づける。そこでは「組合契約は各当事者が出資ヲ為シテ共同ノ事業ヲ営ムコトヲ約スルニ因リテ其効力を生ス（六六七条）」と定め、数人の者が協力して共同の目的を遂行するために成立する結合体と定義づける。ここでは、組合制度一般について論ずる余裕を持たないが、共同事業のための組織形成を目的とする組合契約に伴う法理が、先に述べた共聴施設管理組合に該当するか否かを検討する。検討の対象となる組合規約は、先にあげた東京都のモデル（A）と次の二組合の例である。

〇〇町テレビ共同受信施設組合規約

- 第1条 本組合は、〇〇町テレビ共同受信施設組合という。
- 第2条 本組合は、大学の高層建築並びに本地区の地域的関係に基づくテレビ受信障害を改善することを目的とする。
- 第3条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、加入金を納付した者をもって組織する。

第4条 本組合は、東京都大田区〇〇町1丁目13番2号組合長宅に事務所を置く。

第5条 各組合は、東京地区のテレビ放送全局チャンネルを受信する。

第6条 本組合に加入しようとする者は、加入届に加入金を添えて組合に提出するものとする。

第7条 加入金は、テレビ一台につき4,100円とするただし同一家庭内において一台をこえる場合は、こえた分については実費とするなお組合に納付した加入金は払戻しないものとする。

（加入金の4,100円は昭和47年3月迄の加入者に適用されるもので以降の加入希望者はケーブル分設工事費の実費が必要となります）

第8条 組合員は、毎月組合費を納付しなければならない。組合費は月額50円とする。

第9条 本組合に、次の役員を置き、その任期は一年とする。ただし再任を妨げない。

組合長	1名
副組合長	3名
理事	若干名（うち会計理事2名）
監事	2名

第10条 組合長・副組合長・理事および監事は、総会において組合員の互選により定める。

第11条 会議は、総会および役員会とする。毎年4月に通常総会を開催するものとし、役員会および臨時総会は、必要に応じ、組合長が招集する。

第12条 総会は組合員、役員会は役員の、それぞれ半数以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって決する。

ただし、委任状その他文書により予め意思表示した者は、出席者とみなすものとする。

第13条 総会に付添すべき事項は次のとおりとする。

- ① 事業報告に関すること。
- ② 会計報告に関すること。
- ③ 組合規約の改訂に関すること。
- ④ 役員の選出に関すること。
- ⑤ 組合の解散に関すること。
- ⑥ その他、組合に付することが適当であると、組合長が認めたこと。

第14条 役員会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- ① 組合運営上の軽易な事項
- ② その他の事項（軽易なもの）

第15条 本組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第16条 本組合の経費は、加入金・組合費および寄付金をもって、これにあてる。

第17条 本組合の経費が、会計年度末において、余剰金を生じた場合は、総会の決議を経て、これをこれを減価償却費に繰り入れ、または組合員に交付する。不足金を生じた場合は、総会の決議を経て、組合員から賦課金を徴収する。

第18条 組合員は、自己の引込線を、非組合員の用に供してはならない。

付 則

この規約は昭和47年4月1日から適用する。

西五反田〇丁目テレビ共聴組合規約

第1条 本組合は西五反田〇丁目テレビ共同受信施設組合という。

第2条 本組合は本組合の趣旨に賛同した者をもって組織する。

第3条 本組合は、東京都品川区西五反田 丁目 番地 宅に事務所を置く。

第4条 本組合は東京地区のテレビ放送（全局）を受信する共同受信施設を設けてテレビ放送の聴視を良好にすることを目的とする。

第5条 本組合に、加入しようとする者は、加入届を組合長に提出するものとする。

第6条 本組合の経費は寄付金をもってこれにあてる。

第7条 本組合の経費に不足金を生じた時は、総会の決議を統て組合員から賦課金を徴収する。

第8条 (1) 組合の維持管理費は受信アンテナから保安器までとする。

(2) 保安器の out 側から受像までは自己負担とする。

(3) 共聴施設の増設及び改修は組合の許可を要する事。
これに違反して発生した事故の復旧費は原因者の負担とする。

(4) 組合員は、自己の引込線を非組合員の用に供してはならない。

第9条 本組合に次の役員を置きその任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

組 合 長	1 名
副組合長	1 名
理 事	若干名（内会計理事1名）
監 事	2 名

第10条 組合長、理事、監事は総会において組合員の互選で決める。

第11条 会議は総会とする、毎年5月通常総会を開催し、臨時総会は必要に応じて組合長が招集する。

第12条 総会は、組合員の半数以上の出席により成立し、議事は出席組合員の過半数によりこれを決する。

第13条 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告に関する件
- (2) 会計報告に関する件
- (3) 組合規約の変更に関する件
- (4) 役員の選出に関する件

(5) 組合の解散に関する件

(6) その他組合長が必要と認めた件

第14条 本組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

この規約は、昭和 年 月 日から適用する。

組合規約からみても明らかのように、Aは、共聴施設設置後の維持管理費用はすべて組合が負担する型であり、Bは、共聴施設を原因者側と組合側に分割し（事例では原因者が国立機関であるため、原因者の敷地内にある施設を他に譲渡するには問題があったようである）それぞれが維持管理する型であり、Cは、先にあげた一時金による解決によってその後の維持管理を組合が負担する型である。

民法の一般的理解からすれば、組合契約は、各当事者が出資をして共同事業を営む契約であるから構成員全員が出資をしない、かりに将来出資するとしても全員が未履行状態にあるC型が民法上の組合であるかは疑わしい。しかし、いずれの型も、組合結成が事実上難視聴解決のための唯一の方法として選択を余議なくされていること、及び、本来であれば組合員として重要な財産の出資をなすべき原因者が、そもそもその地域住民でない——かりにそうであるとしても共同事業には参加しない——ことになること成立の問題は重要な問題であるとはいえない。ただ、組合への加入資格が最大限に公開されており、将来、もし加入者が増大するようなことがあると、その経費について充分な手当をしているB型を除き無用な混乱が生ずる可能性がないわけではない。

特に問題となるのは組合財産についてであろう。これについては、各型とも規定をもたない。組合の解散の場合はいずれも総会議決事項になっているが、中途脱退についての手当はない。わずかにB型が加入金については返還しない旨定めているが他は不明確である。民法によれば、組合員は一定の条件の下でいつでも脱退することが可能である（六七八条）。この場合、民法上の組合であるとする脱退組合員と残りの組合員の間で、財

産関係の清算をする必要が生ずる。もちろん、財産の分配は脱退当時の組合財産の状況に従って計算した金銭で払い戻すことになる（六八一条）が問題は、設立時から組合員に出損が伴わないC型にある。

こうした、型式的には社団にも属さず営利あるいは公益を目的とするものでもない、いわゆる中間的な、むしろ農村漁業を営む地域的集団の協力関係にも類すべき組合の存在は、もとより民法の予測するところではない。といって、物権的な財産権を共有（または準共有）する場合に当り、単なる共有または準共有として民法の共有の規定が適用されると考えるには、一層疑問が残る。

すなわち、こうした型の組合には、受信障害解決にかかる法制度の欠缺と同様に、組合の維持・管理にかかる法制度も欠けるということができよう。こうした型にすぎない組合（被害者集団）に、「組合の運用そのものはむずかしいものではありません」と断定して、紛争の早期解決（紛争からの回避）をめざす原因者側の態度には、問題があるといわざるを得ない。ちなみに、組合が負担する事務には次のようなものがみられる。

- ① 有線電気通信設備設置届（有線電気通信法三条一項）。
- ② TV放送再送信同意願（日本放送協会他通常受信可能な全放送局）。
- ③ 道路占有許可申請（同軸ケーブルによる架空線による占有願と、占有料の減免申請を市区町村長宛）。
- これに附随して、電気あるいは電話柱を利用するときは、それぞれに對する願出と借用料の支払。
- ④ 公共施設でない建設物あるいは土地を経由するときは、それぞれの所有者に對する交渉。
- ⑤ 再送信にかかる電力料について電力会社への支払
- ⑥ 上記の他、組合の維持・管理（たとえば組合費の徴収や、総会等事務処理に伴なう費用）等々。

以上、建造物によるTV受信障害に伴なう紛争解決の一事例を主としてそこにみられる資料を中心に、その問題点を指摘するにとどめた。前述したとおり、この問題については、河野教授の幅広く、しかも詳細な研究が

あり、論点はそこで充分につくされているが、わたくしの見聞した、いわゆる（公団方式―河野、前掲駒大紀要三三号一二二頁）の変型としての一事例を中心に、民間レベルでの紛争解決の一事例を紹介することにした。本稿で文献を一々引用しなかったのは、わたくしがそれらに価値を認めないからではなく、前述の河野教授の詳細な報告があるので、わたくしは一事例の紹介に本稿の目的を限定したことを理由とする。